

警備業法の一部改正等について

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止となり、新たに標識の掲示が必要になります。

～主な改正内容～

○ 認定証の廃止

認定証は廃止となります。

認定及び認定更新の際、認定証を交付しませんが、引き続き認定（更新）手続きは必要です。

※認定（更新）にかかる手数料に変更はありません。

（手数料23,000円）

認定証の廃止に伴い、認定証の再交付申請及び書換え申請も廃止となります。

○ 標識の新設及び掲示

警備業者は自ら作成した「標識」を主たる営業所に掲示するとともに、インターネット上でも掲示しなければなりません。

※インターネット上での掲示は、

- ・ 常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ・ 管理するウェブサイトを有していない場合

は該当しません。

※警備業法施行規則の一部改正の内容は、警察庁ホームページで確認できます。

問い合わせ先

愛知県警察本部生活安全総務課警備業

（代表）052-951-1611 内線3283・3284